

浅口市 通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和8年4月

浅口市通学路等安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

また、令和元年には、未就学児が日常的に集団で移動する経路に関し関係者が連携して合同点検を実施し、必要な対策の検討を行ってきました。

引き続き通学路等の安全確保に向けた取組を行うため、再度、関係機関の連携体制を構築し、「浅口市通学路等交通安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒の通学及び未就学児の園外活動が安全にできるように通学路等の安全確保を図っていきます。

2. 通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路等安全推進会議」を設置します。

交通安全対策関係

- ・玉島警察署 交通課
- ・浅口市役所 企画財政部 くらし安全課
- ・浅口市役所 金光総合支所
- ・浅口市役所 寄島総合支所

教育関係

- ・浅口市教育委員会 学校教育課
- ・浅口市教育委員会 保育未来課
- ・浅口市小中学校長代表
- ・浅口市園長代表
- ・浅口市内のPTA代表

道路管理者関係

- ・国土交通省中国地方整備局
岡山国道事務所 交通対策課
- ・岡山県備中県民局 建設部
井笠地域維持補修課
井笠地域工務課
- ・浅口市役所 産業建設部 建設課
- ・浅口市役所 産業建設部 建設業務課

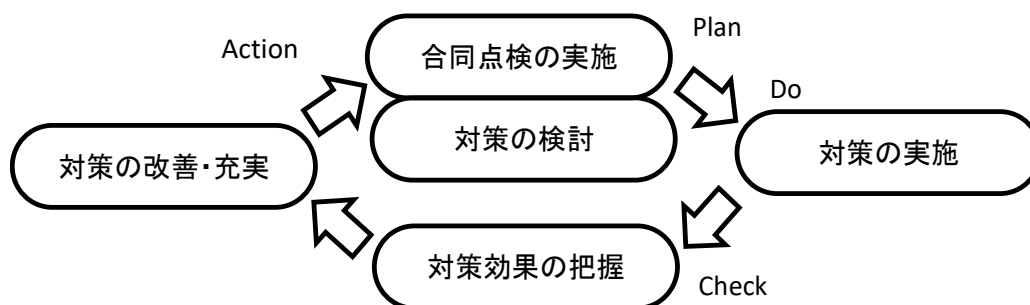
(R7 鴨方西小→R8 六条院小→R9 寄島学園→R10 金光中→R11 鴨方中→R12 行政順)

3. 取組方針

- (1) 基本的な考え方 継続的に通学路等の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

[通学路等安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○ 浅口市通学路等安全推進会議の実施

- ・毎年1回、通学路等の危険箇所の改善要望への対策について関係機関と連携し、対策の改善・充実を図ります。

○ 合同点検の実施

- ・毎年、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、浅口市通学路等安全推進会議で課題が残っている箇所を中心に、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・園・小学校・中学校ごとに、学校、道路管理者、警察、保護者等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・園・小学校・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために改善要望のあった学校園及び保護者に回答する等、公表に努めます。

※平成２７年４月策定

※平成２８年４月一部改訂

※令和３年４月一部改訂

※令和５年４月一部改訂

※令和６年４月一部改訂

※令和７年４月一部改訂